

やんばるの家通所指定介護事業所運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一心福祉会が設置経営するやんばるの家指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活指導員及び看護師等の看護職員、介護職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為に必要な日常生活の支援及び機能訓練やその他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、大宜味村・東村・国頭村地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターやんばる
- (2) 所在地 沖縄県国頭群大宜味村字津波1971番地762

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は25名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の職種・員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、社会福祉法人一心福祉会理事長（以下、理事長という。）の命を受けて事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 通所介護従事者
 - ① 生活相談員 1名以上
 - ② 看護職員 1名以上
 - ③ 機能訓練指導員 1名以上
 - ④ 介護職員 3名以上

(3) 指定通所介護従事者は、次の業務にあたる。

- ① 生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- ② 看護職員は、常に利用者の健康状態に留意するとともに、健康保持の為の適切な措置を行う。
- ③ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練、指導、助言を行う。
- ④ 介護職員は、利用者の心身の状況に応じて利用者の自立支援と生活の充実に資するよう適切な技術を持って支援する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日及び祝日とし、1月1日から1月3日及び日曜日を除く。
- (2) 営業時間：午前8：00分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間：午前9：15分から午後4時30分

第3章 利用者に対する指定通所介護サービスの内容及び利用料

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとし、事業者と利用者との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ① 排泄の介助
- ② 移動、移乗の介助
- ③ その他必要な身体の介助

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して必要な入浴サービスを提供する。

- ① 衣類着脱の介助
- ② 身体の清拭・洗髪・洗身
- ③ その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

給食を希望される利用者に対して必要な食事サービスを提供する。

- ① 準備・後始末の介助
- ② 食事摂取の介助
- ③ その他必要な介助

(4) アクティビティに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的・精神的な機能回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ① レクリエーション
- ② グループワーク
- ③ 行事的活動
- ④ 体操
- ⑤ 休養（養護）

(5) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援及びサービスを提供する。

- ① 移動・移乗動作の介助
- ② 送迎

(6) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ① 日常生活動作訓練の相談・助言
- ② 日常生活自助具の利用方法の相談・助言
- ③ 住宅改良に関する相談・助言
- ④ その他必要な相談・助言

(7) 健康チェックサービス

(8) 個別機能訓練（リハビリ）

（指定通所介護の利用申し込み及び派遣の決定）

第8条 指定通所介護を利用しようとする者、又は指定居宅介護支援事業者は、別紙様式1による指定通所介護利用申込書を管理者宛て提出するものとする。

2 管理者は、指定通所介護利用申込書を受理後、速やかに派遣の要否を決定し、本人又は家族へ通知するものとする。但し、緊急を要する場合にあっては、居宅介護サービス計画作成前であってもサービスが利用できるものとし、申込書は要介護認定及び居宅サービス計画作成後に改めて提出しても差し支えないものとする。

（指定通所介護の利用料等及び支払いの方法）

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定受領するサービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

2 事業者は、前項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者からうけることができる。

食費：500円（昼食）

- 3 前項の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 事業者等は、指定通所介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

- 2 指定通所介護の実施中に天災、その他の災害が発生した場合、通所介護従事者等は必要により、サービス利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、大宜味村・東村・国頭村の区域とする。

（衛生管理及び通所介護従事者等の健康管理）

第12条 事業者は、通所介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

（秘密保持等）

第13条 指定通所介護従事者等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 指定通所介護従事者等は、従事者等であった者に対して業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者等でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべく旨に従事者との雇用契約の内容とする。

（個別援助計画書の作成等）

第14条 事業所は、居宅サービス計画書が立てられている場合は、その計画に基づいて利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者及びその家族に説明する。

- 2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを提供し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

（サービス提供記録の記載）

第15条 事業者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について介護保険法第41条第6項又は第53条第5項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

（苦情処理）

第16条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

（損害賠償）

第17条 管理者は、利用者に対する指定通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第18条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、特別養護老人ホームやんばるの家と合同で、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 事業所は、非常災害に備えるため、非常用食料等を備蓄する。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第20条 事業者は、通所介護従事者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けると共に、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 通所介護事業者等は、その勤務中は常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められた時は、これを提示するものとする。
 - 3 事業所は、この事業を行う為、① 契約書 ② 通所サービス計画書 ③ ケース記録 その他必要な帳簿を整備するものとする。
 - 4 運営規程の変更は、第3条、第4条及び休廃止に関する件を除き、理事会の決議によらず理事長の専決事項とするものとする。
 - 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人一心福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 15 年 12 月 29 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。
- 11 この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この規程は、第 6 条 4 項、第 18 条 4 項、5 項一部変更し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する
- 15 この規程は、第 5 条（職員の職種、員数及び職務内容）・第 7 条（会議）・第 32 条（協力病院等）一部改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この規程は、第 3 条（事業所の名称）一部改正し、令和 3 年 6 月 4 日から施行する。
- 17 この規程は、第 5 条（職員の職種、員数及び職務内容）一部改正し、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 18 この規程は、第 5 条（職員の職種、員数及び職務内容）一部改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この規定は、第 4 条（利用定員）、第 5 条（職員の職種、員数及び職務内容）一部改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この規程は、第 6 条（営業日及び営業時間）、第 9 条（指定通所介護の利用料等及び支払いの方法）一部改正し、第 18 条（非常災害対策）、第 19 条（虐待防止に関する事項）を新設挿入し、（以下、1 条ずつ繰り下がる）令和 6 年 2 月 1 日から施行する。
- 21 この規程は、第 2 条 2 項（運営の方針）、第 11 条（通常の事業の実施地域）一部改正し、令和 6 年 12 月 1 日より施行する。
- 22 この規程は、第 9 条（指定通所介護の利用料等及び支払いの方法）一部改正し令和 7 年 6 月 1 日から施行する。